

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB事務所に雇用され、食堂（以下「事業場」という。）において、メスアテンダントとして、コック補助、オープン準備、食器片付け、食器洗浄及びフロア清掃等の業務に従事していた。

請求人によれば、事業場で働き始めて間もない頃から、同僚から、いじめ・嫌がらせ、誹謗・中傷等をされるとともに、嘘の話を言いふらされ、また、上司による言動が原因で、心身に変調を来すようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「心因反応」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月下旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状及びその推移などに鑑み、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表第1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。そこで、「特別な出来事以外」の出来事について、以下に検討する。

ア 請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下

「請求人ら」という。)は、請求人が事業場で働き始めてから、日常的に嫌がらせやいじめを受けていたところ、平成〇年〇月にはDら〇名から有給休暇取得の件で恫喝された旨主張する。

しかしながら、一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、同僚等が結託して日常的に嫌がらせやいじめを行ったとする事実は認められず、また、平成〇年〇月の件は、責任者Dと班員との間で休暇の取り方について話し合いがされたものであり、上司からの業務指導の範囲を逸脱した発言があったとも認められないところである。

以上のことから、当審査会としても、請求人らが主張する上記2の(2)アの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当てはめて評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

イ 請求人らは、平成〇年〇月にはDから強引に残業のシフト変更をされ、平成〇年〇月にはEから班替えの提案と「辞めたいというなら、それを止める理由はない。」などの言動がされた旨主張する。

しかしながら、責任者が、各班の班員の残業シフトを調整したり、各班の男女比の調整を図ることは、業務遂行上の必要な措置であり、また、Eの発言についてもたとえ請求人の主張する内容であったとしても退職を強要したものとまで認めることはできない。

以上のことから、当審査会としても、請求人らが主張する上記2の(2)イの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

ウ 請求人らは、平成〇年頃にFがDから脅迫まがいなやり方で請求人との不倫を認めさせられる事件が起こった旨主張する。

しかしながら、この出来事については、請求人が間接的に見聞きするのは、直接言われるより心理的負担が大きかった旨述べているように、請求人に対する直接的な言動があったものではない。

したがって、当審査会としても、請求人らが主張する上記2の(2)ウの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて評価したとしても、

その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

エ 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の評価は「弱」が3つであり、その全体評価も「弱」であると判断される。

(4) 請求人らは、請求人が、本件疾病発病後も、これが寛解することなく、更に業務上の強い心理的負荷を受けたことが原因となり、本件疾病が悪化した旨主張するが、認定基準によれば、精神障害の悪化につき業務起因性が認められるのは、認定基準別表1に掲げる「特別な出来事」に該当する出来事のあることが要件となっているところ、本件疾病が悪化した原因であると主張する上記2の(3)の出来事は、いずれも「特別な出来事」に該当しないことは明らかである。

(5) なお、請求人らの主張及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。